

副本

中労委令和6年（不再）第14号

大阪府（令和4年度任用等）不当労働行為事件

再審査申立人 大阪教育合同労働組合

再審査被申立人 大阪府

主張書面（3）

令和6年8月22日

中央労働委員会会長 様

再審査被申立人代理人

弁護士 中 川

元



弁護士 中 川

昂



再審査被申立人は、初審命令が認定した事実等について、以下のとおり認否する。なお、とくに断りのない限り、略語は従前書面の例による。

第I 初審命令中「第4 認定した事実」について

1 「1 当事者等」について

同（1）は認める。

同（2）は全体として不知。

同（３）は認める。

２ 「２ 過去の救済申立てに係る経緯等」について

いずれも認める。

３ 「３ 本件地公法改正から本件申立てに至る経緯」について

いずれも認める。

第２ 初審命令中、「第３ 争点」、並びに、「第５ 争点に係る当事者の主張」
について

このうち、被申立人の主張についての記述は、とくに争わない。

被申立人は、本再審査において貴委員会に述べた主張を加えるほか、初審命令で列記された主張を維持するものである。

以 上